

○ **市川市自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例**

（自転車等放置禁止区域の指定）

第9条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、自転車等の放置を禁止する必要がある公共の場所を自転車等放置禁止区域（以下「放置禁止区域」という。）に指定することができる。

2 市長は、放置禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ関係機関と協議するものとする。

3 市長は、第1項の規定により放置禁止区域を指定したときは、規則で定める事項を告示するとともに、その区域を周知させなければならない。

○ **市川市自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例施行規則**

（自転車等放置禁止区域標識の設置等）

第2条 市長は、条例第9条第1項の規定により自転車等放置禁止区域（以下「放置禁止区域」という。）を指定したときは、当該放置禁止区域内に市川市自転車等放置禁止区域標識（様式第1号）を設置するものとする。

2 条例第9条第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1） 放置禁止区域の区域名及び区域図
- （2） 放置禁止区域の指定年月日
- （3） 放置した自転車等に対する措置